

戦略産業雇用創造プロジェクト 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の特例支給(上乗せ支給)手続きのイメージ

北海道労働局
ハローワーク

事業主
(創業含む)

北海道産業雇用創造協議会
事務局

窓口でパンフレットにより説明を受けることができます

厚生労働省ホームページでもご覧になれます

窓口で実際の記載方法や留意点について相談ができます

協議会事務局に提出する前に、窓口でチェックを受けてください

- プロジェクトの助成対象となる業種かどうか。
- 雇用保険適用事業所かどうか。又はその予定があるか。

まず、協議会事務局にご確認ください!

注) 対象業種以外であっても、事業所の所在地によっては、奨励金の支給を受けられる場合があります

地域雇用開発助成金の制度を確認

① 協議会賛助会員申込書

提出 → ヒアリング・審査

② 雇い入れ計画承認申請書
【地様式 22 号・戦プロ様式三号】

地域雇用開発助成金計画書(案)
【地様式 1 号】※創業は 1 号と 3 号

地域雇用開発助成金計画書(その 2)

雇用保険適用事業所設置届 (控)

提出 → ヒアリング・審査

(早くても一週間)

③ 賛助会費

送付 → <審査終了後> 賛助会費の請求書
納入 → 賛助会員の承認

④ 地域雇用開発助成金計画書
【地様式 1 号】※創業は 1 号と 3 号

送付 → 賛助会員承認書
上乗せ助成対象労働者数承認書
【地様式 23 号・戦プロ様式四号】

受理・審査

上乗せ助成対象労働者数承認書(写)
【地様式 23 号・戦プロ様式四号】

事業所の設置・整備+雇入れ

完了届け(支給申請書)

支給決定
助成金支給